# 「事業系ごみ処理手数料について」

令和3年9月21日 廃棄物減量等推進審議会 資料1一①

### 開催日 令和3年6月25日 講師 山谷会長

## 研修要旨

#### 1. 事業系ごみの処理

- ・大部分の事業系ごみは、排出事業所が収集運搬許可業者と契約して、許可業者の収集運搬車で 市の施設に搬入している。
- ・少量排出事業所については、事業系専用の指定収集袋に入れて、市が収集している。
- →事業者が自ら排出したごみは、自らの責任で処理することが大前提となる。

#### 2. 事業系ごみ減量対策の手法

- ・規制的手法…搬入時展開検査、事業所立入指導などの規制強化。
- ・奨励的手法…エコショップ制度、食べきり協力店制度、表彰制度の導入。
- ・経済的手法…事業系ごみ処理手数料適正化、事業系有料指定袋制の導入。
- →小平市においては、事業家ごみ処理手数料が低いため、経済的手法が有効と考える。

## 3. 経済的手法としてのごみ処理手数料の活用

- ・事業系ごみ処理手数料は、全国的に低く設定されている(経費に対して低い)。
- ・小平・村山・大和衛生組合は、多摩26市の中でも最も処理手数料が安い。
- 手数料引き上げにおける減量効果は大きい。
- ・一般的に、手数料改定率が大きいほど、減量効果が大きい。

#### 4. 事業系ごみ処理手数料の見直しが課題

- ・実際の処理費用を、事業者の処理手数料とすることが基本原則となる(受益者負担の考え方)。
- ・処理費用と処理手数料の差額分は税金負担となってしまっている。
- ・低すぎる手数料は、事業系ごみの減量・資源化につながらないだけでなく、他地域のごみの不 正な持ち込みにつながる可能性が高い。